

IFRS実務トピックニュースレター ～銀行業～

店頭デリバティブのクライアント・クリアリングとその財政状態計算書での扱いに関する難題



クライアント・クリアリングに関する取決め及びその取決めが、クリアリング・メンバー（清算参加者、CM）である銀行の財政状態計算書の規模に及ぼす影響については、引き続き議論のある分野である（KPMGでは、以前のニュースレター¹でもこの論点を取り上げている）。この論点は、規制、中央清算機関（CCP）の規則及び会計基準の絶え間ない一連の改革や、特定の取決めに対する詳細な分析が行われるにつれ、一層の議論を呼んでいる。クライアント・クリアリングに関する取決めについては、銀行の所要自己資本及びその他の要件（例：銀行税に基づき支払うべき金額）の規模が、会計上資産及び負債が銀行の財政状態計算書に認識されるか相殺されるかによって直接的な影響を受ける可能性があるため、特に注目されている。

CMである銀行は、規制によりこの世界的に重要な取引清算業務を提供しなければならないため、膨大な件数の店頭（OTC）取引においてCMの役割を担わなければならない。この規制が導入されたのは、国際金融のシステミック・リスクを低減し、金融危機の最中のリーマン・ブラザーズ及びMFグローバル・ホールディングスの破綻の際にみられた類いの問題を緩和するためである。拡大する金融市場において、CMである銀行がOTCデリバティブの取引清算時に銀行のクライアントの履行の保証をCCPIに提供することで果たす役割によって、CMの財政状態計算書の規模にこのような著しい影響が及ぶべきだが、問題となっている。はたしてこのような取引のすべてをCMの財政状態計算書に計上すべきなのであろうか。

国際的に重要な金融機関がかつてないほどの圧力を受けて以来、CMである銀行は、これらの影響を経験しており、自己資本の金額を積み増している。したがって、このような所要自己資本が増加する可能性のある活動には一層留意していく必要がある。

本ニュースレターでは、クライアント・クリアリングがCMである銀行のIFRS財政状態計算書に及ぼす影響について、検討している。

日本市場での影響としては、2014年2月から始まった日本証券クリアリング機構（JSCC）における金利スワップ等のクライアント・クリアリングである。JSCCの清算参加者のうちクライ

1 「IFRS実務トピックニュースレター～銀行業～（2013-03）」を参照。

アント・クリアリングを取り扱う金融機関は現状では限定的であるが、これらの金融機関がIFRSの財務諸表を作成する場合、JSCCの業務方法書等を十分に分析してその財政状態計算書上での取扱いを検討する必要があると考えられる。

何が変わったのか

規制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 欧州では欧州市場インフラ規則(EMIR)、米国ではドッド・フランク法によって、特定のOTCデリバティブに関する強制的な取引清算制度が導入されている。これらの規制によって、特定のOTCデリバティブ取引は、CMを通じて承認された取引所で清算することが義務付けられている。CMである銀行は、自己勘定取引及びクライアントの清算契約の相手として行う取引の両方について清算する義務を有している。 ■ レバレッジ比率²(銀行が保有する規制上の自己資本に応じて銀行の財政状態計算書の規模を制限する規制)及び安定調達比率³(銀行がエクスポージャーに対して一定の割合の流動資産を維持することを要求する規制)等の新たな規制上の比率が導入されている。
会計基準	<ul style="list-style-type: none"> ■ IAS第32号の相殺に関する規定の改訂版が2014年1月1日から適用されている。

CMとしての活動により銀行の財政状態計算書の規模は拡大する可能性がある

IFRSの会計上、CMは原則として、クライアントとの取引及びクライアントの取引を清算するCCPとの取引という2つの別個の取引の当事者とみなされる⁴。

代理人か本人か

クライアント・クリアリングに関する規制及び清算業務の取決めによっては、CMが特定の取引において本人とみなされる場合もあれば、CMである銀行がクライアントのためにCCPでOTC取引を清算する代理人とみなされる場合もある。ただし、法的形式のみによって、その取引がIFRSに基づき最終的にどのように会計処理されるかが規定されるわけではない。したがって、CMである銀行がクライアント・クリアリング契約を締結している場合には、会計上、その契約上の取決めの実態として、銀行はクライアントとCCPの間の取引を仲介する代理人として行動しているに過ぎないのか、あるいはクライアント及びCCPとの一連の取引において本人となっているのかを分析する必要がある。この分析には、すべての関連する事実及び状況の検討及び判断が必要である。

IAS第39号またはIFRS第9号に基づき、銀行は金融商品の契約条項の当事者となる場合に、その金融商品を自らの財政状態計算書に認識する。クライアント・クリアリング取引の結果、CMが1つまたは複数の金融商品の当事者となるか否かの分析は複雑である可能性があり、国際的な清算手続に関する市場慣行の進展具合によっては、更に難しくなる可能性もある。

クライアント・クリアリング契約の一環として、CMは通常クライアントの信用リスクを負担し、

2 「IFRS実務ピックアップニュースレター～銀行業～(2015-06)」を参照。

3 「IFRS - Banking Newsletter - Issue 18」を参照。

4 「IFRS実務ピックアップニュースレター～銀行業～(2013-03)」を参照。

CCPIに対してOTC取引の清算及び担保の提供に伴い支払うべき金額の決済に関する義務を負う。この点が通常、IFRSを適用してクライアント・クリアリング取引を会計処理する際に、CMが本人として活動しているとみなされる理由となる。すなわち、この契約上の取決めによって生じる金融商品は、CCPとのデリバティブ契約及びクライアントとのデリバティブ契約（該当する場合、関連する担保残高も含む）という2つの（規模が同じで取引が逆の）デリバティブ契約と分析される。

グロスアップ

クライアント・クリアリング契約がIFRSの相殺に関する要件を満たさない場合には、以下のよう
にCMの財政状態計算書においてグロスアップが生じることになる。

グロスアップ1:各クライアントの清算取引別に計上される2つのデリバティブ

CMは、クライアントとの間でのデリバティブ取引を計上する一方で、CCPとの間では、それとは正反対のデリバティブ取引を計上する。これによって、CMの財政状態計算書には、デリバティブ資産とデリバティブ負債が追加計上されることになる。

グロスアップ2:クライアントから受け取った当初証拠金

各清算取引では、それぞれ一度ずつ当初証拠金(IM)をCCPIに支払う必要がある。クライアントがIMを支払うのと同時に、CMは自らの財政状態計算書に現金資産とそれに関連するクライアントからの受入担保(負債)を認識する場合がある。

グロスアップ3:クライアントから受け取った変動証拠金

清算取引の存続期間中、クライアントは変動証拠金(VM)をCMに支払わなければならない。VMの支払いが決済とみなされない場合(下記参照)には、上記のIMの場合と同様に、CMの財政状態計算書に資産及び負債が追加計上されることになる。

以下の設例は、グロスアップの状況を説明している。

設例1ーグロスアップの設例

事例

クライアントCは、取引ブローカーとの間でOTC金利スワップ契約を締結し、CCPでの清算に関してCMに指名されている銀行にその取引清算業務を委託した。その金利スワップの公正価値及びクライアント・サイドの必要な証拠金は、以下のとおりである(総額表示は適切なものと仮定する)。

金利スワップの公正価値:	開始時:	0
	期末時:	150
IM	クリアリングへの債務負担申込み時:	10
VM	期末時:	150

期末時点のCMの財政状態計算書に反映されている上記の残高は、以下のとおりである。

	資産	負債
デリバティブ資産(クライアント(C)との取引)	150	
現金ー受け取ったIM(Cから受領)	10	
現金ー受け取ったVM(Cから受領)	150	

デリバティブ負債(CCPとの取引)	150
受入担保(Cに対するIMIに係る義務)	10
受入担保(Cに対するVMIに係る義務)	150

CMはCCPIに対して同額の証拠金を支払う必要があり、CMの財政状態計算書上のCM自身の現金を再配分することになるが、CMの財政状態計算書の規模全体への影響は通常ない(例: CMはCから受け取った現金160を使用してCCPへの委託証拠金160に充当することができる)。

グロスかネットか

CMは、以下に該当するか否かを判定しなければならない。

- VMの支払い及び受取りが、関連するデリバティブ契約に基づき現金を受け取る契約上の権利または現金を支払う契約上の義務の部分的な決済を表しているかどうか。この場合、受払時点で、支払変動証拠金または受取変動証拠金並びにそれに対応するデリバティブ契約の帳簿価額の認識の中止が要求される。
- VMの支払い及び受取りが、独立した金融資産または金融負債であるVM残高に関するものであるかどうか。例えば、VM残高を将来払い戻すことが必要となる可能性がある、またはデリバティブ契約の満期時にその契約の決済に利用する可能性がある場合が、このケースに該当し得る。

VMの支払いは決済か

変動証拠金の支払いまたは受取りがデリバティブ契約の決済を表すか否かは、消滅(すなわち、契約で規定されている義務の消滅、取消または失効)の概念、及びキャッシュフローに対する契約上の権利の失効の概念に照らして評価しなければならない。このような認識の中止の要件を満たすか否かは、他の関連する文書及び適用される法令に関連して検討される特定の契約条件によって決まる。

設例2—VMの支払いが決済を表す場合

2015年5月25日に、企業Bは、清算機関Cを通じて、3ヶ月後に企業Xの特定数の株式を100で購入する先物契約を締結している。この契約条件は、以下のとおりである。

- B社は、各日の先物の市場終値の減少額(増加額)と同額のVMを、清算機関Cに(から)現金で支払う(受け取る)。
- 先物契約の満期時に支払うべき行使価格は、B社が清算機関Cに支払った(B社が清算機関Cから受け取った)VMの金額だけ減少(増加)する。

先物契約ではVMの払戻しが認められておらず、VMIに係る利息の支払いもない。

2015年5月26日、先物市場価格は98に減少している。同日の終わりに、B社は清算機関CにVM2を支払っており、行使価格は98に更改されている。

B社は、VMの支払いは、それによって満期時の行使価格の支払義務の特定部分が消滅しているため、先物契約の決済を表していると結論付けている。

2015年5月26日のVMを支払う直前の先物契約に係るデリバティブ負債は、2である。VMの支払いはそのデリバティブ負債の認識の中止を表しており、VM2を支払った後の先物契約の公正価値は、行使価格と現在の市場価格が等しいため、ゼロである。

設例3—VMの支払いが独立した資産を表す場合

企業Xは、清算機関Cと10年物金利スワップ・デリバティブ契約を締結している。このデリバティブ契約では、満期までの期間を通じて、毎年1回の取引ごとにクーポン利息の純額を支払う必要がある。清算機関Cの規則は、以下のとおりである。

- X社は、各日の終わりに、VMの累計残高の純額がX社と清算機関Cとの間のすべての未決済のスワップ契約の見積公正価値と同額で正負が逆となるように、VMを清算機関Cに(から)現金で支払う(受け取る)。
- VMの累計残高に係る市場金利の利息を支払う。
- 契約当事者は、スワップ契約に係るクーポン利息を当該利息の決済期日に支払う義務(また受け取る権利)とすでに支払済み(または該当する場合、受取済み)のVMの残高の純額とを相殺する権利を有している。
- スワップ取引の満期時、または、X社と清算機関Cとの間のすべてのスワップ取引を終了し、それらのスワップ契約に基づくすべての支払いが直ちに行われる時点において、VMの残高はVMを支払った当事者に払い戻される。

X社は、VMの支払いはデリバティブ契約に基づく権利または義務の決済を表していないと結論付けている。なぜなら、デリバティブ契約に基づく権利または義務の金額は、引き続きデリバティブ契約の条件に従って将来に期限を迎えて決済され、受取済みまたは支払済みのVM額によって減額も増額もしないからである。

VMの累計残高は、以下の理由により、デリバティブ契約とは別個の金融資産または金融負債を表している。

- VMの累計残高は、将来にこのスワップまたは別のスワップの決済に利用されるか、VMを支払った当事者に払い戻されることになる。
- VMの累計残高に係る利息が支払われる。

2015年2月、シカゴ・マーカントイル取引所(CME)は、その日次決済プロセスでVMを支払うことによってデリバティブ・エクスポージャーは日次で決済されることになるという旨を明記した通知をSECに提出した⁵。

この通知によって、CMEで清算される取引の会計処理の結果に著しい影響が及ぶ可能性がある。なぜなら、上記のとおり、VMの支払いが決済とみなされる場合には、クライアントまたはCCPからのVMの支払い(受取り)によって、(VMの残高が別途資産(負債)として認識されており、相殺表示されていないことを仮定すると)CMの財政状態計算書のグロスアップではなく、それに対応する同額のデリバティブ取引の認識の中止が生じるからである。CMEが公表した通知によって、CMEで清算されるOTCポジションについても類似の会計処理が行われる可能性がある。また、これは現行の多くの先物契約にとって適切な方法である。CMEで清算される取引について、資産または負債として認識されているVMの累計残高を相殺すべきか否かを判定する分析を行わなくても、それぞれのデリバティブ取引の純額ポジションが事実上関連する残高が決済される際に自動的に反映されることを意味する可能性がある。

5 「SEC filing CME」(2015年2月3日)を参照。

VMは関連するデリバティブ残高と相殺されるか

VMの支払い及び受取りが関連するデリバティブの決済ではない場合には、CMIはVMの残高と関連するデリバティブを財政状態計算書上相殺表示しなければならないか否かを検討する必要がある。例えば、金利スワップ・デリバティブのポジションがLCHクリアネット社のSwapclearサービス及びその他特定のCCPを通じて清算される場合には、VMの残高と関連する金利スワップ・デリバティブのポジションを相殺しなければならないという規定は、CMIに理解されている。

設例4－相殺

銀行Kは、清算機関Hの参加者である。清算機関Hの他の参加者と締結した取引は、そのすべての取引について清算機関Hが銀行Kの法的な取引相手であるように債務引き受けされる。この契約条件は、以下のとおりである。

- 銀行Kが清算機関Hに支払うべきまたは受け取るべき証拠金は、未決済の取引の公正価値を基礎として算定される。
- 証拠金の支払い(受取り)自体によって、未決済の取引に基づき将来キャッシュフローを支払う義務(受け取る権利)が消滅または決済されることにはならない。証拠金の支払い(受取り)によって、未決済の取引が満期を迎える際に当該義務(権利)と相殺される可能性のある別個の債権(債務)が発生する。
- 銀行Kと清算機関Hの間では、毎日1度だけ現金の純額の支払いまたは受取りが発生する。この支払いまたは受取りによって、満期を迎える取引の最終決済、既存の取引に係る定期的な支払い、並びに証拠金の純額の支払いまたは受取りが行われる。
- この契約の当事者のうち、1社でも債務不履行、支払不能または破綻に陥った場合には、未決済の残高は相殺される。

KPMGの見解では、この場合の各日次決済で生じるキャッシュフローは、実質的に、純額決済である。したがって、このような状況において、相殺は適切である。なぜなら、将来に生じる支払いは、その金額及び時期に不確実性はあるものの、相殺されることになるからである。時の経過または支払うべき金額に不確実性があっても、銀行Kは、現時点において相殺する法的に強制可能な権利を行使することができる。したがって、銀行Kは、現時点において相殺する法的に強制可能な権利を有し、かつ純額または同時の決済を行う意図を有しているため、銀行KはIAS第32号の相殺の要件を満たしている。

クライアント・クリアリング取引について、クライアントとの間のデリバティブ取引及び関連するVM残高が相殺の要件を満たすか否かの分析が必要である。同様に、CCPとの間のデリバティブ取引及びそれによるVM残高についても分析が必要である。

現金担保は資産か

CMが清算取引において本人として活動しているか代理人として活動しているかに関する議論に加えて、一部からはIMの受け入れた現金担保及びクライアントのためにCCPに差し入れた現金担保がCMである銀行の資産となるか否かという問題が提起されている。

この分析には、以下の詳細な法的取決めの検討が必要となる。

- 清算業務の一環としてクライアントのために設定したプロテクション、並びにクライアント、CMまたはCCPが債務不履行に陥る際の影響

- CMがどのように証拠金を受け入れ、分別管理した後にCCPに差し入れているのかという特定の業務内容に関する明確な理解

クライアントが差し入れた現金担保がCMの資産ではないと結論付けている場合には、現金資産もその現金のクライアントへの返済義務もCMの財政状態計算書上には認識しない。例えば、UBSの2014年第4四半期の財務報告⁶には、特定のクライアント・クリアリング取引に関連するIMの現金残高をIFRS財政状態計算書から除外した旨が開示されている。

細部が重要

これらの会計上の分析には多大な時間を要し、複数のビジネス、業務、法務部門及び場合によって外部の顧問の関与も必要となる可能性がある。この分析は通常商品レベルで行う必要があるため、各CCPの各商品別の清算業務ごとに別々の分析が必要となる。

2014年から適用された改訂IAS第32号の相殺の要件によって、CMのCCPにおける自己勘定のポジションについて多大な分析作業が必要となり、種々のCCPの規則と国内及び国際的な法規との関係を考慮することが必要であるため、さらに分析は複雑になった。クライアント・クリアリング取引がこのような自己勘定の残高を見直す際に検討されていなかった場合には、その分だけ分析に多大な時間を掛けることも必要となる可能性がある。

次のステップ

CMEの例に従って、他のCCPも、CMIによるVMの支払い(または受取り)は、担保の受入ではなく、決済を表すこととするように、規則の変更を模索する可能性が高い。また、UBSと同様に、CM(及びCCP)も、現金担保の残高を財政状態計算書に認識しないことが適切となるように、クライアントとの清算業務の方法の変更を検討する可能性があると思われる。

クライアント・クリアリングは進展がみられる分野であり、CMである銀行は引き続き時間をかけて、関連する分析を実施し、市場慣行の変化に対応してIFRSの会計処理の適切性を確保することが必要となる。

6 「IFRS - Banking Newsletter - Issue 18」の議論を参照。

Contacts

金融事業部

大川 圭美

T: 03-3548-5102

E: tamami.okawa@jp.kpmg.com

間瀬 友未

T: 03-3548-5102

E: tomomi.mase@jp.kpmg.com

西 文兵衛

T: 03-3548-5102

E: bumbee.nishi@jp.kpmg.com

藤原 初美

T: 03-3548-5102

E: hatsumi.fujiwara@jp.kpmg.com

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

ファイナンシャルサービス本部

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

このニュースレターは、KPMG IFRG Limitedが2015年10月に発行した「THE BANK STATEMENT Q3 2015 NEWSLETTER」の一部を抜粋して翻訳したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

www.kpmg.com/jp/ifrs

IFRS実務トピック～銀行業～ニュースレターは、銀行業に関連するIFRS及び規制関連の情報を提供しています。

このニュースレターにおいて解説された内容に関し、追加的な情報をお求めの方は、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡ください。